

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成 29 年 7 月 18 日

政策	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案		
担当課	海事局海洋・環境政策課 総合政策局海洋政策課	担当課長名	田淵 一浩 山本 英貴
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法律案等の名称】 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 299 号）の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項とその内容】</p> <p>1. 現存船への有害水バラストの処理設備の設置期限を条約発効日から 2 年後（平成 31 年 9 月 8 日）以降最初の定期検査開始日とする。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第 4 条関連）</p> <p>2. 条約発効日から有害水バラスト処理設備を設置するまでの間は、有害となるおそれが比較的少ない水域でのバラストの交換が義務づけられているが、そのような水域が航路上に存在しない現存船については、この対象としない。（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第 5 条関連）</p> <p>② 規制の目的 2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（船舶バラスト水規制管理条約）附属書の改正等に対応するもの。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 II 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>b 関連する施策目標 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する</p> <p>c 関連する業績指標 —</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 —</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 —</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の緩和】</p> <p>1. 現存船への有害水バラスト処理設備の設置期限を条約発効日以降最初の定期検査開始日としていたものを、条約発効日から 2 年後以降最初の定期検査開始日とする。</p> <p>2. 条約発効日から有害水バラスト処理設備を設置するまでの間は、有害となるおそれが比較的少ない水域でのバラスト交換が義務づけられているが、そのような水域が航路上に存在しない現存船については、この対象としないこと。</p> <p>⑤ 規制の必要性 船舶バラスト水規制管理条約は、バラスト水に含まれる生物の排出に伴う環境への被害を防止するため、船舶に対してバラスト水の適切な管理を求めるものであり、今年 9 月 8 日に発効予定である。</p>		

	<p>今年7月、国際海事機関（IMO）において、上記④について同条約における適用関係が改正されることに対応し、我が国において所要の政令改正を行うものである。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>条約附属書の改正等に対応した規制であるため、その内容と異なる独自の規制は代替案として想定されない。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 なし</p> <p>b 行政費用 なし</p> <p>c その他の社会的費用 一部の現存船について有害水バラスト処理に係る規制適用が2年遅れるとともに、有害となるおそれが比較的少ないバラストの交換が可能な水域が航路上に存在しない現存船について、有害水バラスト処理設備を設置するまでの間、バラスト交換の義務付け対象としないことにより、これまでのように未処理のバラスト水の排出が続くことになり、環境影響の低減対策の効果が現れる時期が遅れる可能性がある。</p>
<p>規制の便益</p>	<p>一部の現存船について、有害水バラスト処理設備を設置する期限に2年の猶予が与えられることにより、海運事業者にとって設置工事を行う時期に柔軟性が高まるとともに、有害となるおそれが比較的少ないバラストの交換が可能な水域が航路上に存在しない現存船について、有害水バラスト処理設備を設置するまでの間、バラスト交換を行うために航路を変更しなくてもよくなる。</p>
<p>規制の効率性 （費用と便益の関係の分析）</p>	<p>上記のような費用と便益を踏まえつつ、IMOの決定により船舶バラスト水規制管理条約の適用関係が改正されたことに対応し、我が国において所要の政令改正を行うものである。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>今年7月に開催されたIMOの第71回海洋環境保護委員会において、各国政府代表等による審議の結果、条約附属書の改正等が行われることとなった。</p> <p>今回の政令改正は同附属書の改正等に対応するものである。</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>船舶による海洋環境の汚染については、我が国も参加する国際会議の場で主に議論し、これに対応して我が国においても必要に応じ評価又は検証を行っていく。</p>
<p>その他 （規制の有効性等）</p>	<p>規制の有効性</p> <p>今般の規制は、条約の締約国が一斉に同じ規制を開始するものであり、国内法令による強制力を持った形で担保するものであることから有効である。</p>